

田染宇佐氏の在地動向

—十三世紀中葉から

十四世紀中葉までを中心にして—

一、はじめに

廣瀬謙治

豊後国国崎郡田染庄については、今日、先学の諸研究により紹介されており、あらためて記すこともないが、位置・地形などについて若干の紹介を加えておくことにする。

田染庄は石仏や国東塔で知られる国東半島の中央部に位置する。現在の豊後高田市の南の端にあり、四方を山に囲まれた盆地で、庄の中央部には水田が開けており、水田を東西に分けるよう桂川が流れている。山すそにかけては棚田が続いている。庄域には富貴寺（大字・路）や真木大堂（大字・真木）なども含まれている（「田染全図」参照）。

田染庄については、野田秋生氏の「豊後田染庄における建武内乱前後」⁽¹⁾、木村忠夫氏の「神領興行法と田染庄」⁽²⁾、工藤敬一氏の「九州における均等名体制の成立と性格」⁽³⁾などの諸研究がある。また、川添昭二氏は「鎮西探題と神領興行法」⁽⁴⁾で神領興行法という法をとおして、田染庄について言及している。

野田氏は「田染神主宇佐氏への転化をめぐって」との副題のもとに、田染神主宇佐氏の在地動向にふれ、在地武士との関係から同氏が宇佐氏から田染氏へと転化していくとされている。木村氏は社領内の非神官名主の名主職奪取をねらった神領興行法の視点から、下地進止権・職・在家等の問題に言及している。なお、神領興行法については川添昭二氏の詳しい研究が

ある。⁽⁵⁾ 工藤氏は糸永名をとり上げ、当名が他の領主名とは異なった性格をもっていることを示唆し、当名の均等田に著しい作為性がみられることが明らかにされている。

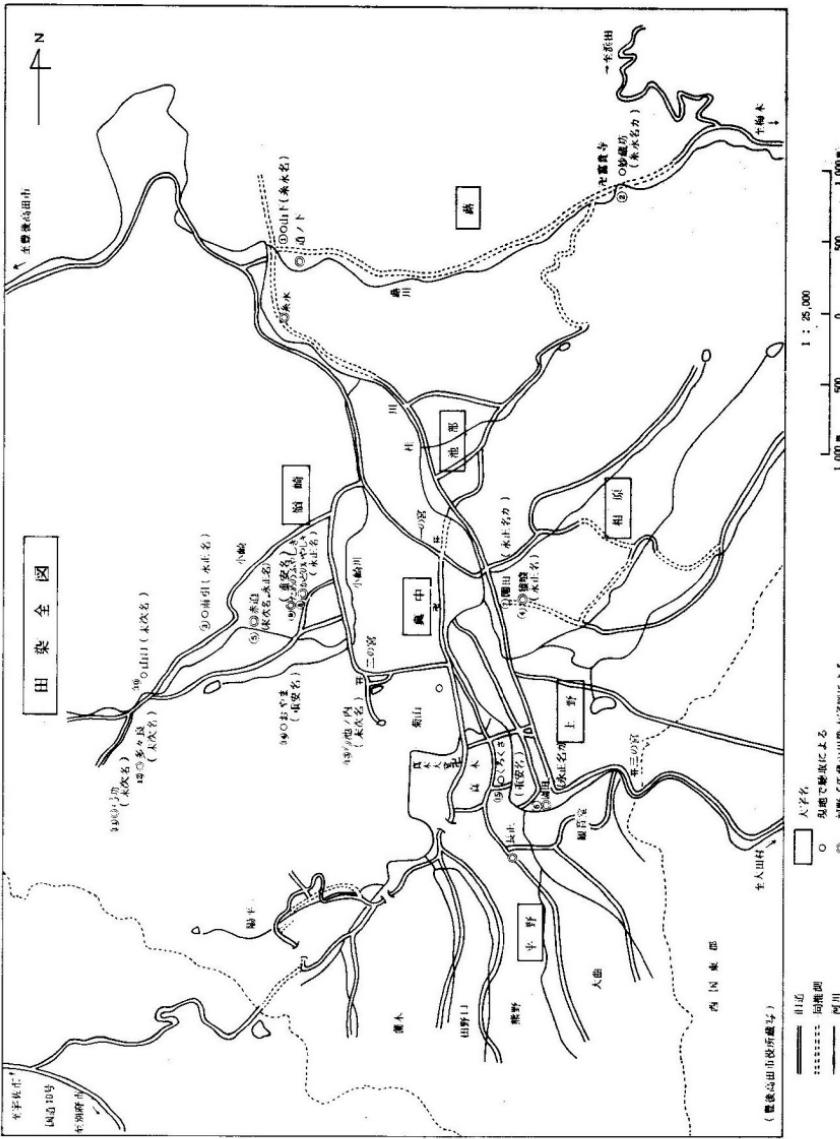
本稿では、以上の諸研究を踏まえながら、田染神主宇佐氏が所領を買得・拡大し、最後に武士化していく動向を永弘文書・到津文書を中心に、十三世紀中葉から十四世紀中葉にかけての約一世紀の間を追ってみるとする。

田染神主宇佐氏は田染庄に庄官として派遣された家で、宇佐宮番長職を兼務してきたといわれている永弘氏の庶流と伝えられている。⁽⁶⁾ ところが、野田氏は「田染神主宇佐氏」⁽⁷⁾、また木村氏は「宇佐姓田染氏」⁽⁸⁾といわれているが、のちに述べるように系譜に問題を含んでおり、本稿では仮りに「田染宇佐氏」として論を進めるところとする。

注

- (1) 『大分県地方史』一七・一八・一九・二〇合併号所収
- (2) 『九州史学』五〇号所収
- (3) 『九州庄園の研究』所収
- (4) 『社会経済史学』二八一二三所収
- (5) 川添氏前掲書
- (6) 永弘文書一の解題
- (7) 野田氏前掲書
- (8) 木村氏前掲書

田染全圖



二、十三世紀中葉以前

— 田染庄の立券と田染宇佐氏の庄官就任 —

田染宇佐氏の在地動向が史料上明らかとなるのは十三世紀中葉以降であるため、ここでは、十三世紀中葉以前の同氏の動きを簡単にふれておくことにする。

まず、論を進める前に、田染宇佐氏の系図を示しておくことにする⁽¹⁾（第一図）。

田染宇佐氏が田染庄の庄官として派遣されたとされているが、その時期は明らかでない。しかし、田染庄の立券時期から推測はできないであろうか。

田染庄は周知のように宇佐宮の本御庄のひとつである。「八幡宇佐宮御神領大鏡⁽²⁾」（以下「宇佐大鏡と略記す」）により、田染庄の立券時期について考えてみることにする。第一表は「宇佐大鏡」より作成したものである。

第一表からわかるように、本御庄の立券（又は相博立券）年次の明らかな庄は、寛弘三（一〇〇六）年の肥前国大町庄より百年の間に都合九カ庄（豊前・筑後・肥前の三カ国）が集中している。

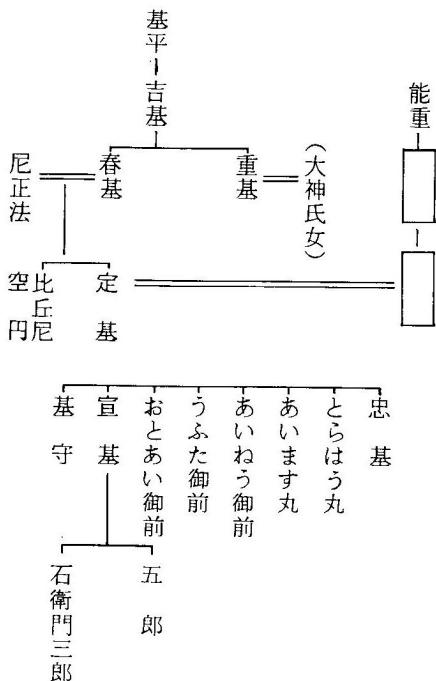
田染庄について、「宇佐大鏡」には

田染庄四至田数 佃一丁 用作四丁一段 と記されているにすぎず、田染庄の立券については何もふれていない。しかし、第一表でみたように、他の本御庄の立券年次から考えて、十一世紀（特に中葉）から遅くとも十二世紀初頭にかけての時期を田染庄の立券の時期に推測することができそうである。そうすると、田染宇佐氏が庄官として派遣されたであろう時期もこの

ころに推定することができよう。

ここを出発点として、以後、十三世紀中葉から十四世紀中葉にかけての約一世紀の田染宇佐氏の動向を追ってみることにする。

第一図 田染宇佐氏の系図



第一表 本御庄の立券年次

肥前国		筑後国		筑前国		豊後国		豊前国		豊前国		国名						
大町庄	赤自庄	大楊庄	米多庄	小河庄	(生葉郡)	守部庄	椿庄	小家庄	綱別庄	石垣庄	田染庄	勾金庄	到津庄	貫庄	津隈庄	角田庄	新開庄	庄名
寛弘三年	承暦五年	永承元年	万寿三年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	記載なし			
															記載なし	本田	長元四年	相博立券
															新加入田	康平四年	天喜二年	
															新加入田	康平四年	天喜二年	

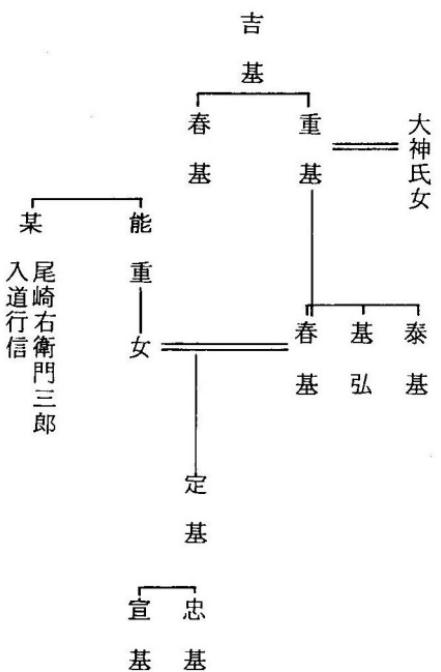
三〇

(1) 永弘文書一五・一〇九・一四四・五一・一五四・一八一・三二六・三三四、三四五号、到津文書六七・七一・七三号、湯屋文

書第一卷七・八号

木村忠夫氏は左の系図を示されてゐる（第一節注（2））。

大神氏女（重基後家）



(2) 到津文書四六八号

三、十三世紀中葉から十三世紀末にかけて

一 春基の重基遺領領掌と養子縁組 一

まず、文永元（一二六四）年の「沙弥妙性申状案」⁽¹⁾からみていくことにする。申状案によると、沙弥妙性（宇佐吉基）が永正名と恒任名を十三世紀中葉に買得し、多年知行していることがわかる。永正名は宇三本司より買得した部分と、源藤右近貞綱から女子藤原太子に譲られた後、藤原太子より買得した部分とから成り立っているようである。恒任名は野仲郷司道俊より妙性が買得し、二十余年の間知行している。

また、妙性は永正名・恒任名のほかに、末次名内の田地五反等も領掌していたようである。⁽³⁾

弘安元（一二七八）年には、妙性の子息西法（宇佐春基）が舍兄若宮神主重元の遺領并びに末次名田等を領掌すべき旨の御教書が下されている。⁽⁴⁾翌弘安二（一二七九）年には、この御教書をうけて、大宮司宇佐公有より春基の領掌を認める下文が出されている。⁽⁵⁾さらに、正応元（一二八八）年には、名主元清→清永→清房→清常と譲られてきた行成名の下作職を春基が清常より買得している。⁽⁶⁾

以上のように、十三世紀中葉から末にかけては、吉基・春基父子が所領や下作職の買得へと動き出した時期としての位置づけができるようである。

このような動きのなかでとりわけ注目されるのは、前述した春基の重元の遺領領掌であると考える。以下、この点について考察を加えていくことにする。

そこでまず、問題点をあらかじめ抽出しておこう。

- ①春基と重元との関係が①弟一兄、②養嫡一養父という二通りあること。
- ②春基・重基が春元・重元とも記されていること。

③弘安以降になって、宇佐宮神官としての田染宇佐氏の姿がみられるようになること。

④春基が領掌した中に永正名内の本屋敷が含まれていたこと。

以上の四点があげられる。

第一の視点から考えてみるとしよう。春基と重基の関係を示すものとして、

A 宇佐春元申⁽⁷⁾_{舍兄若宮神主重元}

B 春元申⁽⁸⁾_{当庄内舍兄重元}

C 宇佐春基申⁽⁹⁾_{養父重基}

などがある。Aは弘安元年九月五日付、Bは弘安二年正月廿八日付のもので、ともに春元・重元が第一兄の関係にあることがわかる。Cは年未詳九月十五日付のもので、ふたりの関係が養嫡・養父に変化している。残念ながらCの年代が不明のため、ふたりの関係がいつ変わったのかは明らかでないが、兄弟であったふたりが父子の関係をもつようになったことは事実である。つまり、春元と重元との間で養子縁組が行われたのではないかということである。しかもそれは、「重元之遺領」⁽¹⁰⁾とあることより、重元の死との関係が見落せないようである。

では、この養子縁組はいつごろ行われたのであろうか。前掲の年未詳の史料Cと次の弘安三(一二八〇)年九月の「宇佐春基重申状」とを対比させながら私見を述べてみることにする。重申状には

〔端裏ウハ書〕
「□基申状到来弘安三年廿」

宇佐春基謹重言上

欲早賜御擧状言上 本家、且為傍輩向後、被処所當罪科、且糺返抑〔留力〕物等、永被停止非分濫訴、令安堵領掌、為改嫁後家
并盛重等、一向寡〔威、違背度々御下知、致竊田狼藉、養子重基遺跡田畠資財物等事

(後略)

弘安参年九月日

とあり⁽¹¹⁾、弘安三年九月の段階で、養父・養嫡の関係が成立していたことは明らかである。A・Bは一連のもの（Aの関白家御教書を受けてBの下文が出されている）で、兄弟間で遺領の安堵領掌を認めたもので、弘安二年正月廿八日（B）の段階では養子縁組は行われていないようである。春基の重申状の中に、「仍春基為養嫡令相伝之間、去年賜安堵御下知、預社家御施行畢」とみえ、「去年」の「御下知」が史料Cで「施行」したものと思われる。したがって、史料Cは弘安二年九月十五日付のものと考えられる。そうすると、養子縁組は弘安二年正月廿八日から同年九月十五日の間に行われた可能性が出てくる。

そして、ふたりが第一兄の関係にあるときには「春元」、「重元」と「元」が使われており、養嫡—養父の関係にあるときには「春基」、「重基」と「基」が用いられているようである。これが第二の視点である。—以後は「春基」、「重基」を用いることとする。

第三の視点はこれまでには見られなかった田染宇佐氏の新たな一面が弘安以降に見られるようになった点にある。それは「宇佐宮神官」⁽¹²⁾、「かんぬしたゝもと」⁽¹³⁾、「若宮權擬神主宇佐忠基」⁽¹⁴⁾、「若宮擬神主定基」⁽¹⁵⁾としての動きが確認できるように、宇佐宮の神官として、神主・宇佐氏が登場してきた点にある。これは、重基が若宮神主であったことや弘安二年頃に養子縁組が行われたであろうことを考え合わせると、養子縁組の際、若宮の神主職も同時に譲られたものと考えられる。

最後に第四番目の視点であるが、本屋敷といえば、庄園経営をはじめ、内外に対する活動の拠点となり重要な意味と価値を持つものであることは言うまでもない。それだけに、本屋敷を領掌することは春基にとつても意味のあることであったと考えられる。

十三世紀中葉から末にかけての時期の中で大きな意味をもつと思われる春基の重基の遺領領掌について考えたが、さうに、遺領領掌と養子縁組の関係について若干ふれておくことにする。

春基と重基との養子縁組は春基の重基遺領領掌にともなって行われたようである。この養子縁組のねらったもののひとつに神主職の譲りがあったと思われる。正安二（一三〇〇）年の「宇佐_田染春基申状」に、
（外題）（宮成公教）
 「向後闕之時可補任也、（花押）」

宇佐春基謹言上
（異筆）（福永美翁）

欲早任嫡々正流、以嫡孫基守、被補任若宮權擬神主職子細事

□ 神主職者、故重基宿祢多年勤仕之間、為春基彼嫡々遺跡相承勿論也、然者早以嫡孫基守被補任
 当宮權擬神主、為致神
 事忠勤、粗言上如件、

正安二年潤七月 日

とあり、⁽¹⁶⁾ 神主職を春基嫡々正流が有することを主張しており、このことは前述したように、「若宮擬神主定基」や「若宮權擬神主宇佐忠基」とあることからも裏づけができそうである。

しかし、前掲した弘安三年の春基の重申状に、「為改嫁後家并盛重等、一向募_{武力}威、違背度々御下知致茹田狼藉」とあるよううに、改嫁後家と盛重の抵抗にあい、苦しい立場に置かれていることがうかがえる。それは、若宮權擬神主職を一方で帶しながら所領を領掌するにいかに意味のあることかを想像させるものがあるということでもあろう。それだけに春基が重基の遺領を領掌するのにただ単に領掌するのではなく、養子縁組を行ない、宇佐宮の神官として領掌したことは、養子縁組が領掌をより確実なものにするためにとられた策であったということができよう。

- (1) 永弘文書五四号
- (2) 本主吉近が源藤右近貞綱の所従三人を拘引した罪により古庄次郎の沙汰で貞綱に渡されたものである。永弘文書三六号参照
- (3) 永弘文書一五二号
- (4) 到津文書七二号
- (5) 到津文書一一号
- (6) 永弘文書一一〇号
- (7) 到津文書七二号
- (8) 到津文書一一号
- (9) 到津文書七三号
- (10) 到津文書七二号
- (11) 到津文書八〇号
- (12) 永弘文書一〇九号
- (13) 永弘文書一八一号
- (14) 永弘文書一九一号
- (15) 永弘文書一九二号
- (16) 湯屋文書第一卷八号

四、十三世紀末から十四世紀の初め

—所領の拡大・確保維持と在地武士の所領への侵略—

この時期は前節で述べた十三世紀中葉以降の動きを礎石として、神主宇佐氏が所領の確保維持および所領の拡大に力を注ぎ、同時に在地武士の侵略を受け、苦しい立場に追いやられながら次に同氏が進むべき方向の選択を迫られる時期であるといえよう。

まず、春基・定基の田畠屋敷等の所有状況から見ていくことにする。第一・二・三・四表は十三世紀末から十四世紀初頭にかけてのものである。

第一表 春基の所領

第三表

定基の所領

所属名不明	末次名	末久名	田	定基の所領
計	永正名	記載なし	畠	
"	"	唐木田地一反□代		
所属名不明	伊三郎入道屋敷田地一反			
永末次名	赤道一反	二〇代		
新田一反	餘田	二〇代		
赤迫一反	新田	三〇代		
河引	餘田	一反		
雨引				
三〇代				
綿田三反				
峯田一反				
一丁三反足り				
二 所	飯塚芝原大畠一所	記載なし	屋敷	屋敷
		飯塚三郎火す屋敷	一所	一所
四 所		屋敷并御堂上屋敷		
一 所			一所	山野
				備考
	定基、甲二人の手より買得 れる。沙弥西法（春基）より譲ら			

永仁四年の「神官宇佐定基申状」（永弘一〇九号）による。

第四表 定基の所領

正和四年の「沙弥妙覚田畠等処分状」（永弘一八一号）による。

定基の所領（第四表）を構成している田地に、「ゆミきりの口新かい一反」や「いけのうち六反卅加新開定」等の新開田が含まれており、注目するものがある。この「新かい」は荒野草場が開発されたのである。荒野草場が永正名・末次名・重安名に

集中していることは、これらが今後開発される可能性を秘めていることを想像させるものといえよう。それだけに、荒野草場を所領に組み込むことは神主宇佐氏の庄園經營に大きな意味を持つことになろう。

また、畠についても、

一所 同へらの畠三反并荒野

とあり、荒野が開発の途上にあることを示していると思われる。これは、神主宇佐氏（定基）が開発されている畠三反と未開発の荒野とをひとつのセットにして把握していると考えられる。

このような傾向は屋敷についても言えそうである。定基から忠基に譲られた「いやしか」（いやしか）きならひにはたけの項目の中に、一所 同九郎いやしき二反田卅あり。

とあるのがそれである。ここでは「九郎いやしき二反」に付随した田が開発されているのである。

右のような意味のある部分をあわせて領掌していた定基はこれらの田畠屋敷等を忠基以下のことどもに譲与している。正和四（一三一五）年のことである。分配状況を示したのが第五表である。

第五表 定基の所領分配形態

忠 基	田	畠并屋敷	荒野草場	所 従	計	備 考
とらはう丸	六丁 ・○反 ・一〇代	本五丁 屋敷を含む 八・二五代	一 所	二 所	x	
あいます丸	一・九・二〇	数ヶ所	一 所	二 所	一一丁 ・八反 ・三五代	
あいねう御前	七・一〇	三・〇〇	二 人	三 人	一・九・二〇	
	七・二〇		一 ・〇・一〇	一 ・八・一〇		
						不明のため除外して いる。「はひろた老 口」は単位

うふた御前	田	畠井屋敷	荒野草場	所従	計	備考
宇佐太子	三反・三代	不明	不明	○人	三・三〇代	
おとあい御前	一・三〇	不	明	三人	二・〇〇	地目不明二反がある。
計	一〇・二・四〇	六・八・四五	九所	一人	一・三〇	
			一二人+x	一七・三・三五		

正和四年の「沙弥妙覺田畠等処分状」（永弘一八一号）による。

忠基分については「かんぬしたゝもとかふん」とあるだけに、田畠井屋敷が十一丁以上で、本屋敷、それに荒野草場も六カ所が譲られており、内容的にも庶子にくらべて群を抜いている。所従については、とらはう丸・あいます丸・あいねう御前・宇佐太子・おとあい御前の五人に都合十二名（内無記名二名）の所従が確認できるが、忠基分の記載がされていない。ただ、処分状に⁽¹⁾

このほか、自余のことも二□ゆつるところのほか、もあるゝところあらは、ちやくしんたいたるへし、所従分同前とあり、庶子に譲与した残り（もれた分）を忠基に与えるということなのである。言い換えれば、惣領神主忠基の全面的領掌を前提にしているということなのである。なおこの点は処分状の奥書からもうかがうことができそうである。

では次に、神主宇佐氏の置かれた立場、つまり定基がこの処分状を残した意味をその奥書より考えてみることにする。奥書はやや長いが全文を引用することにする。

右、上洛間、この日のためにしてしおくところ也、もし万一しせんの事あらは、このおもむきを、めん〳〵にそんちすへき也、略之、

つぎに、こうきやうのへん二つきて、給ハるところの御けち十通内、とらはう丸・あいます丸・あい。こせんニ、こうたい女

きけいのためニ、一つつゝとらせ候ところ也、よてこのさたの事、たゞもといまたようせうなりといゑとも、めうかく□ゆ□のあいた、ミやうしを申あて候、しかるを、こうきやう御さたとくりのならい、そりやう御けちを給へるといゑとも、はつしにはいふんする事はうれい也、ものこのきをそむきて、たゞもとしさいを申事あらは、ふしてきたいのきたるへし、すゑかすゑまでも、一ミとうしんの思ひをなして、ちきやうすへき也、このほか条々略之、よてこ日のために、しるしおくところ也。よ／＼そんちすへきしやう如件、

正和二二年六月 日 沙弥妙覺（花押）

定基がこの処分状を残したのはただ単にこどもたちに所領を分配しようとしたのではなく、「上洛間、こ日のためにしるしおくところ也」もし万一しせんの事あらは、このおもむきを、めん／＼にそんち」し、「すゑかすゑまでも、一ミとうしんの思ひをなして、ちきやう」してほしかったのであろう。それは「こうきやうのへん二つきて」とあるように、正和の神領興行法訴論に關した問題で「上洛」しなければ、という神主宇佐氏の置かれた立場を物語るものであったと思われる。

神領興行法については川添昭一氏の研究があり、あらためて述べる余地もないが、川添氏が主として、神官、供僧等の社家側が年紀法不適用によって非器の輩から神領を返付させる意味にとり、論を進められている点を確認しておくことにする。では実際に神主宇佐氏の關係した神領興行法訴論をとおして、同氏の置かれた立場をみてみることにする。

第六表は田染庄に關係した訴論をまとめたものである。

第六表からわることは訴論が正和二（一三一三）年に集中しており、定基、忠基が主に訴えているということである。正和の神領興行法が正和元（一三一二）年の末に発布され⁽²⁾、その直後からこのように訴論が数多く行われるようになつたことは、正和以前に神主宇佐氏が在地武士の侵略を受けていたことを示すものにほかならない。

表にあげた訴論はその大部分が訴人側（主に定基と忠基）の勝訴に終わっている。しかし、現実は厳しく、下地をめぐって神主宇佐氏は苦しい立場に置かれており、勝訴したすべての下地が返付されているわけではない。

第六表 田染庄関係の正和神領興行法訴論一覽表

8	7	6	5	4	3	2	1	
三□末次名内田吉田段 段并間原末吉田五段	恒任名	園田永正名内南屋敷并段 二段	末次名内猿喰反荒野 屋敷三ヶ所并	卅、永正名内迫赤一反、屋敷三ヶ所并 等	ケケケ所所・為延屋敷二二	田染庄尾崎屋敷二三 所所・為延屋敷二二	永正名内田三段	田染庄須加牟田八段
宇佐宮神官忠基	宇佐宮神官定基	宇佐宮神官忠基	宇佐宮神官定基・忠	宇佐宮神官忠基	宇佐宮神官忠基	"	宇佐宮神官定基	宇佐宮神官忠世
小田原大藏左衛門入道 忍宗所從(源馬入道)	信覺	小田原大藏左衛門入道 忍宗所從(源馬入道)	智覺	小田原大藏左衛門入道 忍宗所從(源馬入道)	智覺	"	小田原大藏左衛門入道 忍宗所從(源馬入道)	智覺
正信妻	波多方村住人左近次郎	正信妻	波多方村住人左近次郎	正信妻	波多方村住人左近次郎	正信妻	正信妻	正信妻
（展転知行力）	押領	押領	非分知行	知行	知行	知行	知行	知行
同七月二日	同七月二日	同六月廿七日	同六月廿七日	同六月廿七日	同六月廿二日	同六月十六日	同三月十二日	正和二年正月廿日
永弘一五二号	到永弘一〇五三号	永弘一五一号	永弘一四八号	永弘一四五号	湯屋文書第一一一〇号	北和介文書第一一四六号	同一四四号	永弘文書一二号

	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	
※ 川添昭二「鎮西探題と神領興行法」(『社会經濟史学』一八一三収録) 参照	重安名 小手則・恒任・末次名等 重安・恒任・永正・	須加牟田八段	"	"	荒野等 永正名田地屋敷	重安名并尾崎屋敷 三ヶ所、為延屋敷	田染庄内 峯屋敷一所	近弘名内 得太郎屋敷	重安名	論地	訴人
	田部氏女	"	"	"	主 宇佐宣基	宇佐宮若宮權擬神 宇佐忠基	宇佐宮神官 宇佐忠基	宇佐宮神官 (忠力)	"	"	論人
	基以下之輩 田原法光・田染神主定	田原盛直 田原法光・田染神主定	"	田原盛直并兵衛次郎	田原盛直家人 兵衛次郎	藤原氏女、尾崎右衛門 郎入道行信	小田原泰郷、越門次郎三 郎入道道西、曾根崎郎三	小田原弥五郎泰郷 五郎元実	吉丸名地頭代安藤入道 西願	曾根崎入道々西 小田原道伝女子	訴人
	押領	"	"	乱妨	押領	知行	押領	"	展転知行	知行	論人
	建武五年 六月 日	同九月廿八日	同九月十二日	同九月十日	建武二年 六月 日	正和四年 十二月廿日	正和三年 九月 日	同十月 六日	同十月 六日	正和二年 七月十二日	裁決年次
	到津 一三九号	同二四八号	同二四七号	湯屋 第一一七号	永弘一四五四号 参照	永弘一四五四号 参照	永弘 一七七号	湯屋 第一一五号	永弘 一六六号	永弘 一五四号	收錄文書

たとえば、「鎮西北条下知状案」に

如惟氏同三月七日請文者、雖相觸智覚、不及陳狀云々起請之詞者、以難済之篇、擬有其沙汰処、智覚同廿九日帶陳狀、所進代官貞泰也、仍為問答、四月廿一日〔雖力〕成書下、不參對之間、五月二日以奉行人長嗣・重使者、雖遣〔權〕行・盛行役促狀、不叙用之條、違背之科難遁、隨如陳狀者、當庄者、非一円神領、國衙半不輸之地也、仍云國衙年貢、云社役(3)

とあるように、智覚の抵抗が神主宇佐氏の前に横たわっていたようである。

また、下地が返付されていない例として、貞和元（一三四五）年に須加牟田八段について、「早任正和二年三月十二日鎮西下知状、停止豊前藏人次郎入道法光濫妨、沙汰付秀基於下地(4)」と再び訴えているようである。正和二年の鎮西下知状（第六表の2—永弘一四四号文書）では論人が小田原大藏左衛門入道宗忍從人源馬入道信覚であったが、貞和元年のときには、信覚ではなく法光（田原盛直）の濫妨が定基の子息秀基によって訴えられている。つまり、正和二年の下知状でいう「所被返付社家也」が遵守されていなかつたことになる。正和四年には、恒任名（第六表の7）について、定基が「狹間四郎左衛門入道智覚跡、背興行下知状、致効田狼藉云々」を重訴している(5)。また同年、重安名ならびに尾崎屋敷三カ所、為延屋敷二カ所について忠基が重訴している(6)。このほかにも、秀基が康永四（一三四五）年に、恒任、永正両名について重訴している(7)。

以上みてきたように、神主宇佐氏が所領の拡大と確保維持に必死に動いたのが十三世紀末から十四世紀初頭にかけてであつた。この流れの中でのひとつの動きが定基の記したあの处分状であったといえよう。

注

(1) 永弘文書一八一號

(2) 川添氏前掲書

(3) 永弘文書一四六號

(4) 永弘文書一九三號

(5) 永弘文書一八二号

(6) 湯屋文書第一卷四号

(7) 永弘文書二九二号に「不日任正和二年六月廿七日下知状、沙汰付下地於社家」とある。正和二年六月廿七日の鎮西下知状（永弘文書一四八号—第六表の5、永弘文書一五一号—第六表の6を参照）

五、十四世紀中葉にかけて

—神主宇佐氏の武士化—

神主宇佐氏が所領の確保維持に力を入れた背景には在地武士の侵略という在地の動きがあった。在地武士（非器の輩）から社家側の所領を守るのが正和の神領興行法であったが、その効力は前節でみたとおりであった。そこで、神主宇佐氏がこの危機を乗り切るために自らが選んだ道、それが「武士」化していくことであった。

次の下文を見ていただきたい。

下

可令早田部氏女領掌、当宮領豊後国田染庄内重安除宮成・恒任・永正・小手則・末次名等事
御知行
右名々者、為一円神領、去正和興行以後、無相違、而田染神主^{号孫六}以下之輩、属于武家仁、依令放埒、宮寺僉議、被解神
官名帳畢、然則為闕所社家知行無相違之處、田部氏女有由緒之由、帶証文令申之上者、早令領掌之、有限神役不可有懈怠、
仍所仰下知如件、
仍所仰下知如件、

建武五年六月
日

太宮司宇佐宿祢（花押）
 （出光公和）（1）

建武五（一三三八）年にはすでに、神主宇佐氏は「属于武家仁、依令放埒」という動きに出でおり、そのため、「被解神官名帳」と宇佐宮神官の職を剥奪されたのである。これは積極的な見方をすれば、前節で述べた社会背景の中で、神主宇佐氏が生きぬくため、宇佐宮からの離脱に踏みきったということが言えそうである。それは、宇佐宮から受けっていたすべての保障を放棄したことの意味するものにはかならない。つまり、神主宇佐氏が在地武士との衝突を避ける方向、逆に言えば在地武士に屈服しないために武士化していった結果、宇佐宮を敵対するようになつたということであろう。

それは、宣基が光並内田地五反、いやしき半分を田原豊前左近藏人に寄進するという型で、田原氏と関係をもつことによつて実現されたようである。しかし、完全に田原氏の支配下に組み込まれていつたのではない。宣基の契約状に、「この上左近藏人殿御ちきやうふんニ、宣基子々孫々までいらんさまだけを申候ハ、宣基知行分半分を、一方「ちきやうあるへく候」とあり⁽²⁾、また、左近藏人（田原直平）の契約状に、「将又かやうにけいやく候上ハ、のふもとちきやう分ニ、いらんさまだけを直平子々孫々までいたし候ハ、けいやくの分を一方につけて、ちきやうあるへく候」とあることから、「寄進」という型はとつたものの、両者の関係に対等な一面⁽³⁾契約的な一面があることは否定できないということである。

こうした神主宇佐氏の庄官から武士化への変貌に対して、宇佐宮は「有由緒之由」として、田染庄に田部氏女をおくりこんだのである。

ここに至つて、春基がつくりあげた時代、つまり、所領を買得し、若宮の神主職を帯し、所領領掌をより確実なものにしようと尽力した時代に終止符がうたれたのである。

注

- (1) 到津文書一三九号
- (2) 永弘文書二五四号

付図は次の絵図写より復原（「田染全図」）

○ 豊參国田染組觀音堂村絵図写（天保七年七月）

○ 同 田野口村絵図写（同）

池部村絵図写（同）

大曲村絵図写（同）

真木村絵図写（同）

陽平村絵図写（同）

上野村絵図写（同）

蘭木村絵図写（同）

小崎村絵図写（同）

相原村絵図写（同）

間戸村絵図写（同）

熊野村絵図写（同）

（天保七年七月カ）